# 淳和 ・嵯峨両天皇の「薄葬」からみる山陵衰退の画期

# --- 祭祀の変遷と良房の立場 -

#### 青木佑磨

はじめに

御した嵯峨とともに薄葬を推し進めた人物として注目されるは淳和天皇の散骨を避けては通れない。淳和は、同時期に崩天皇における葬送儀礼を語る上で、古代から中世にかけて

ことが多い

とする遺詔の内容とそれに対する側近・藤原吉野の奏言に注えられてきた。その中で、中川久仁子は、「散骨」をはじめけに、宗教的な要素が両者の遺詔に強く反映されていると考政治だけでなく文化的にも中国の影響がみられる治世なだ

戒を込めたという点など、根拠に乏しい部分や論理の飛躍が位を廃されても騒ぎを起こさないようにと、恒貞親王への訓が事前に打ち合わせをしていたのではないかといった点や、論じている。ただ、遺詔と奏言の内容について、淳和と吉野論し、息子である恒貞親王の立場及び皇位継承問題と絡めて

緒を淳和・嵯峨の葬礼から見出している。で山陵祭祀は必須といった、平安時代的な喪葬儀礼形態の端礼にも受け継がれているという。巨大な山陵は否定する一方を築くということがなくなったりした点が、のちの天皇の葬山田邦和によると、喪葬儀礼を豪華にしたり大規模な山陵

みられる箇所がいくつか存在する。

位すれば国家の管理下から解放され「私的な墳墓を営むこと葬送を実施することを意味心、淳和・嵯峨と続くことで、譲る。これについて、政府の要求を固辞することは私人として薄葬の内容としては、政府からの葬具支給等を拒む旨があ

ιį

れている。

ができる」という観念が醸成されていく契機になったといわ

山陵として見出されてきた祖先たちを卜筮と祟りの呪縛からいた状況を鑑みて、淳和・嵯峨が「自らをそしてかつて祟る山陵すなわち祖霊が害を与えかねないという認識がもたれて指摘する。占いによって怨霊と山陵の祟りが同列に並べられ、吉に着目し、山陵の存在と祟りが占いを媒介に結びついたと言に着目し、山本大介は嵯峨の遺詔に含まれる「卜筮」という文また、山本大介は嵯峨の遺詔に含まれる「卜筮」という文

素を踏まえた研究は不十分に思う。る内容を命じた理由・背景に迫ることは難しく、多角的な要は明らかだ。それだけに、以前までの「薄葬」とはまた異な以上を踏まえても、淳和・嵯峨における喪葬儀礼の特異性

解放」しようとしたと山本は考察する

の意義を、使者発遣制度の変遷を中心に薄葬思想と絡めて検本稿では、淳和・嵯峨の山陵認識と遺詔における山陵否定

当時の政治状況や律令陵墓祭祀の衰退と共に言及していきた証していく。また、両者の葬礼以降の山陵認識についても、

一、淳和・嵯峨の薄葬と周辺状況

(1) 皇統の整理と淳和・嵯峨の葬礼

でいたといえる。 でいたといえる。

る時系列等を整理していく。 次に、淳和の一連の葬送に関係する史料を挙げ、葬礼に至

史 料 1 が述べられた部分である。 この史料は、 迹 -。 綵帛-、 観。 猶 砕\_骨為\_粉、 存 不、得二違失」。 状 奉」還。 以蒙」裁耳。 巨 自使、散、骨。 耗人物 平。 後太上天皇顧||命皇太子||曰、 又国忌者、 冢墓。 『続日本後紀』 必達\_朝家\_。 送葬之辰、 廟 我国自二上古二、 予気力綿惙、 昔宇治稚彦皇子者、 号曰:|荷前|。 葬畢釈」縗、 \_ 也。 鬼物憑焉、 崩御の二日前に出されたもので、 雖||義在||追遠|、 縦無 宗廟 者、 散』之山中」。 後世効」之。 歛葬之具<sup>、</sup> 重命曰、予聞。 宜」用二夜漏一。 承和七年 (八四○) 五月辛巳 (六日) 条 夫人子之道、 不り能 莫」煩 論。之幽明、 傍線部 不」起 終乃為」祟、 論決。 於」是、 国人。 然是親王之事。 我朝之賢明也。 切従」薄。 山陵、、 臣子何処仰。 而絆。苦有司。 遵」教為」先、 予素不」尚 追福之事、 では「私はもともと華美 人没精魂帰」天。 卿等奏 葬者蔵也。 中納言藤原朝臣吉野 長貽 有」煩無」益。 所、未、聞也。 朝例凶具、 後累。 華飾。 聞嵯峨聖皇、 同須 於」是更報命 而非..帝王之 此皇子遺教、 奉以行」之。 淳和の遺詔 又歳竟分 欲一人不し 並須」停 \_ ) ( ) ( ) ( ) 況擾 今宜 山陵 而空 固 辞

を担訴する (50代) を収入 (52代) を収

転換期とその周辺 』 所収、思文閣出版、二〇一一年)をもと\* 山田邦和「平安時代前期の陵墓選地」(『仁明朝史の研究 承和【図1】淳和崩御 (八四〇) 段階の血縁関係及び皇統

に作成。

和の意向と葬礼の在り方における方針をうかがい知ることが関の一切は薄に従いなさい。政府からの恒例の葬具の下賜はさらである」といったことが書かれており、傍線部 は「葬なものを好まない、ましてや他人に負担をかけることはなお

できる部分といえよう。

る みると、 ことは間違いない。 傍線部 引き起こしてしまうということを示している。 体が分かれ、冢墓すなわち遺体の方に鬼物が憑依して祟りを 否していることが読み取れる。 傍線部 うに政府に願い出なさい」といった内容が記されている箇所 た記述からも、 (傍線部 ) からは、山陵造営と葬送後の祭祀を実質的に拒 このように、 また、「国忌や荷前は民を煩わせ益が無いから、止めるよ の「骨は砕いて粉にし、山中に撒きなさい」といっ 遺詔の内容とはかけ離れた政府の対応が浮かび上が 確かに淳和が簡素な喪葬儀礼を指示している 散骨を命じていることは明白である その一方で、 淳和が崩御した後の記録を Ιţ 人は死ぬと魂と 埋葬方法は、

史料2『続日本後紀』 世、従五位下林朝臣常継、 発、従三位藤原朝臣継業、従四位上文室朝臣秋津、 祢御園、 源朝臣定、正四位下三原朝臣春上、正四位下源朝臣弘 継於美濃国|、固+守三関|。但美濃国命|守従四位下笠朝 将従五以下佐伯宿祢利世於近江国、左衛門権佐従五位下 次第司長官|、従五位上藤原朝臣宗成為||次官|。 六位已下二人為||作路司|。 正三位藤原朝臣愛発為||御前 為||養役夫司|。 従五位下近棟王、外従五位下秦宿祢真仲| 四位下岑成王、従五位下広宗宿祢糸継、六位已下三人 位上源朝臣明、 原朝臣輔嗣、正五位下藤原朝臣嗣宗、外従五位下清内宿 従四位上藤原朝臣衛、従四位下紀朝臣長江、正五位下藤 臣広庭」、便固二関門」。 田口朝臣房富於伊勢国、右近衛府生大初位下常澄宿祢氏 後太上天皇崩,|于淳和院|。春秋五十五。 主典二人。 六位已下三人,為,,装束司,。正三位藤原朝臣愛 従四位上源朝臣寬、従四位下和気朝臣仲 従四位上文室朝臣秋津為|御後次第司長 承和七年 (八四〇) 五月癸未 (八日) 条 以...正三位藤原朝臣吉野、 六位已下四人為:|山作司:。 従 勅遣⊱□左近衛少 従三位 判官二 従四

官「、従四位下文室朝臣名継為「次官」。判官二人、主典

奉\_充...御葬料.。 発...五畿内及近江丹波等国夫一千五百銭五百貫、鉄八十廷、鍬二百口、白米百斛、黒米百斛...二人。以...絹五百匹、細布百端、調布千端、商布二千段、

人\_、以供\_|御葬所|。

遺志に従わない姿勢を示している。 遺志に従わない姿勢を示している。 遺志に従わない姿勢を示している。 遺志に従わない姿勢を示している。 遺志に従わない姿勢を示している。 は反するに関かれていた状況がみえる。 とがわかる。また山陵造営職の任命といった、 遺記の通りに散骨を実行するだけなら必要がない役の他にも、 は反することを否定する淳和の意向とは反するほどの、 とがわかる。また山陵造営職の任命といった、 は反するにどの、 とがわかる。また山陵造営職の任命といった、 は反するに必めにも、 とがわかる。また山陵造営職の任命といった、 は反するにどの、 とがわかる。また山陵造営職の任命といった、 は反するにどの、 とがわない姿勢を示している。

がみえてくる。

のような対処をしたのだろうか。こうした、遺詔と矛盾する政府の行動に対し、淳和側はど

勅、遣片左近衛少将従四位下橘朝臣岑継、及四衛府監尉史料3『続日本後紀』承和七年 (八四〇) 五月戊子 (十三日) 条

志已下三十二人於淳和院一、監+護装束山作養民司等」。

送儀礼を淳和院側が拒否し、最終的には遺詔が守られた様子りに散骨が実行された。以上のやり取りから、政府主導の葬淳和院は遺詔を盾にその対応を受け入れず、淳和の望んだ通人が、淳和院に遣わされたことが読み取れる。これに対し、人が、淳和院に遣わされたことが読み取れる。これに対し、国乙訓郡物集村」。御骨砕粉、奉」散」大原野西山嶺上」。 国乙訓郡物集村」。御骨砕粉、奉」散」大原野西山嶺上」。

いからだ。
いからだ。
にしたい。なぜなら散骨そのものに抵抗があったわけではなり注目すべき事柄だろう。ただ、ここで結論を急がないようにしたい。なぜなら散骨そのものに抵抗があったわけではなここまで一連の流れを追ってきたが、淳和が散骨を指示し

太上皇帝陛下、

寄二言古典二、

強。我尊号。

再三固辞、

遂

が失われることを懸念していたということを強調しておきた代未聞の葬送方法として拒絶したのではなく、祭祀を行う場はこれを受け、嵯峨に奏上しその判断に任せる意向を示してため、山陵が必須であるという認識だったことだろう。淳和野の理解とすれば、淳和は譲位したとはいえ「帝王」である野の理解とすれば、淳和は譲位したとはいえ「帝王」である

これらを踏まえ、次に嵯峨の遺詔をみていく。 法が直接の争点ではなく、山陵の必要性を問うものであった。 した政府と、淳和 (院) との間で葬送儀礼の捉え方が異なっした政府と、淳和を諌めようとした吉野や遺詔に沿わない行動を以上、淳和を諌めようとした吉野や遺詔に沿わない行動を

也。

欲二人之不 1、得、見也。

而重以||棺槨|、繞以||松炭|、

ιį

位無号詣,山水,而逍遙。無事無為翫,琴書,以澹泊,。後機之務,、委,於賢明,。一林之風、素心所,愛、思,欲無然天下者聖人之大宝也。豈但愚蔥微身之有哉。故以,万然天下者聖人之大宝也。豈但愚蔥微身之有哉。故以,万與料4 『続日本後紀』承和九年 (八四二) 七月丁未 (十五日) 条史料4 『続日本後紀』承和九年 (八四二) 七月丁未 (十五日) 条

不、如、速朽、。 楊王孫之贏葬不、忍、為、之。 魂無」不」之。 以略陳,至志,。凡人之所、愛者生也。所、傷者死也。雖、 石変、熱。 不、獲、免。 有||堯舜之徳|。 死何用重||国家之費|。 故桓司馬之石槨 愛不」得」延」期、 終以」意、豈世俗之累者哉。余年弱冠、 名曰:|送終|。 曰夫存亡天地之定数、 葬礼、 欲↘遂□素懷之深願]。 頗似↘有↘験。常恐夭傷不↘期。 生前為」傷。 故気属||於天|、体帰||于地|。今生不\能 雖」傷誰能遂免。人之死也、 没後如何。 故因|循古事|、別為||之制|、 物化之自然也。送 因」茲除二去太上之 寒痾嬰չ身。 禁、口無、言、是 然則葬者蔵 精亡形銷 服

角带一、 於床上|。衣衾飯唅。平生之物、一皆絶」之。 夕死朝葬。 古賢所」諱。 無」謂也。 期...枯腊於千載,、留..久容於一壙。 已乖..帰真之理,。 甚 皆用 択..山北幽僻不毛之地.。 雖|流俗之至愚|、必将\吠\之。 故衣。 作、棺不、厚、覆、之以、席、 漢魏二文、是吾之師也。是以欲:朝死夕葬、 更無」裁制、 葬限不」過二三日二、無 不」加||纏束|、着以||牛 約以||黒葛|、置| 豊↘財厚↘葬者、 復歛以二時

父之志 、不」宜」違 , 我情 , 而已。

他不」在||此制中||者、

皆 君

則冤」悲冥途」、

長為一怨鬼一。

忠臣孝子、

善述

之間、 柩者十二人、秉」燭者十二人、 喪事」、 過一廿人一。 一従||停止|。穿\_坑浅深縦横、 応」着||素服|。余亦准」此。 得」服||衰經|。過」此早釈。 天下吏民不」得」着」服。 夜剋須↘向□葬地」。院中之人可埣著□喪服 謂 院中近習者 。 可、容、棺矣。 並衣以||粗布|、従者不| 男息不」在二此限一。 婦女 而供,事今上,者、 一切不」可||哀臨|。 択,其近臣出,入臥内 棺既已下了、 一七日 而給 挽

百段、以」斯於:便寺,追福。 佛布施絁細綿十屯、 景以:不」可:絶棄,。 是故三七、七七、各粗布一百段、周忌二資財:、少有:「琴書」。 処分具:遺」子戒:。 又釈家之論、但子中長者、私置;守家:、三年之後停」之。 又雖、無:

不」封不」樹、

土与、地平、

使二草生二上。

長絶 祭祀。

応する部分といえそうだ。

生絹 世之論者若不、従、此、 之数同二上斎」。 至二忌日二、 可以置 今上別遣:|人信於一寺:、 素机上。 終二一身 而即休。 是戮□屍地下」。 切不」可」配 他児不」効」此 聊修 死而重」傷、 誦経。 国忌 魂而 布綿 毎レ 後

以二此制一。以、類従、事。

無」拘二俗事一。

謂\_|謚誄飯含呪願忌魂帰日等

あり、史料1で示した淳和の遺詔の「人没精魂帰」天」に対る。そのため気は天にのぼり体は地に還る」といった内容でもが述べられている箇所で、太上天皇としての葬礼の要素を由が述べられている箇所で、太上天皇としての葬礼の要素をの縁部 は、嵯峨が自らの葬礼を薄葬にするよう命じた理

避」を意図していたと考察する。

・ にだし、祟りの主体について、淳和は地上に残る墓に鬼物が憑依するという表現をしている (安線部 )。この違いについて、山本は「淳示唆している (傍線部 )。この違いについて、山本は「淳が憑依するという表現をしている (史料1、傍線部 ) 一方が憑依するという表現をしている (史料1、傍線部 ) 一方が憑依するという表現をしていて、淳和は地上に残る墓に鬼物ただし、祟りの主体について、淳和は地上に残る墓に鬼物

があったと推測できる。傍線部(では、漢と魏の二人の文帝でも淳和の遺詔に含まれており、嵯峨と淳和で共通した意識不」、観」という文言、傍線部(の国忌を否定する要素につい(傍線部)については、同じく史料1に「葬者蔵也。欲二人

の模範的な先例として日本でも古くから周知されていたといはなく自然の山丘を利用して陵にしていることから、山陵のはなく自然の山丘を利用して陵にしていることから、山陵のとして有名な人物である。前者は、それまでの古墳型陵墓でとして有名な人物である。前者は、それまでの古墳型陵墓でについて触れているが、共に中国における薄葬思想の実践者

れを受けているのは確かだろう。ことから、中国から思想的影響を少なからず受け、薄葬の流言和・嵯峨の遺詔にも似たような表現が盛り込まれている

ಶ್ಠ

う。

和の遺詔とは異なっている点といえる。との妥協点を見極めた結果として評価される部分であり、淳連の騒動を目の当たりにしたことで、周囲の反対を抑え現実陵守の設置や寺院での追福を許可している格好だ。淳和の一葬の具体的な指示を述べてきた中で、仁明に対しては私的な傍線部 の「子中長者」は仁明を指している。それまで薄

化がみえるが、詳細は第三章で述べることとする。 また、この部分からは陵墓管理に関する認識に明らかな変

(2) 家父長制下における思想的影響

父長制下に置かれているそれぞれの皇后の遺詔もみていく。【図1】で示した血縁関係に関連し、ここからは嵯峨の家

葬, 太皇大后于深谷山,。 遺令薄葬。不,営,山陵,。史料5『文徳天皇実録』嘉祥三年 (八五〇) 五月壬午 (五日) 条

葬を命じたこと、山陵の造営を否定していることが読み取れ智子の遺詔についての記事である。ここからは、嘉智子が薄この史料は、嵯峨の皇后であり「太皇大后」となった橘嘉

点が共通している。あり、嵯峨と嘉智子の遺詔においては、墳墓を否定しているあり、嵯峨と嘉智子の遺詔においては、墳墓を否定しているず地面は平らにし、草は生えるにまかせる」といった要素がまた、嵯峨の遺詔(史料4、傍線部))には「樹木は植えまた、嵯峨の遺詔(史料4、傍線部))には「樹木は植え

之山腹,、无」置,守冢,、不」配,国忌,。一如,先後太上天廟之可,」陪。吾瞑目之日、即入,持材之櫬心,。挿,嵯峨命,左右,曰、天長天子、顧命火葬。不」置山陵,、无,園史料6『三代実録』元慶三年 (八七九) 三月癸丑 (二十三日) 条

記述からは、正子内親王も淳和や嵯峨の薄葬思想の流れを汲これは、淳和の皇后の正子内親王の遺詔である。傍線部の

について、卑見では淳和との夫婦関係に連関している部分がんでいることが読み取れる。このように先例を提示したこと記述からは、正子内新王も淳和や嵯峨の薄葬思想の流れを汲

う。

あるように思う。

に倣って葬送が行われたことがうかがえる。
正子も「一如」先後太上天皇之遺制」」とある通り、この流れ蔵也」や嘉智子の「遺令薄葬」などの文言が対応している。不における薄葬思想を追ってきた。これらをまとめると、淳下における薄葬思想を追ってきた。これらをまとめると、淳下における薄葬思想を追ってきた。これらをまとめると、淳下における薄葬思想を追ってきた。これらをまとめると、淳下に厳いて葬送が行われたことがうかがえる。

込んでおり、詳細をみると異なる部分がみられる。されたであろう。一方で、淳和は「散骨」を遺詔の中に盛りものの、火葬については言及していないため、おそらく土葬葬送方針については、嵯峨と嘉智子は墳丘を否定している

う。

いう観点では思想の方向性は一致しているとみてよいと思わ想が明確に区別されるわけではないと指摘しており、薄葬とただ網干善教は、火葬と土葬といった埋葬形式の違いで思

でき言されていたと誰察する。れる。したがって、薄葬思想についても、嵯峨の家父長制下れる。

で共有されていたと推察する。

は、山陵に対する認識を確認する際に重要な要素となるだろ薄葬思想が根底にあり、祭祀の制限・拒否を表明したこと

二、陵墓祭祀からみる山陵の存在価値

(1) 荷前の変遷と天皇霊

能だと考える。これについては服藤早苗の研究が有名であろことにより、制度面から山陵の存在価値を追究することが可変遷や陵墓・使者の推移に焦点を当て、祭祀の面から論じる常幣と別貢幣の二つが存在した。私見では、こうした制度の荷前は毎年十二月に陵墓へ幣物を献ずる陵墓祭祀のことで、荷前は毎年十二月に陵墓へ幣物を献ずる陵墓祭祀のことで、

討がなされているといえるだろう。 る。難解ではあるが、山陵祭祀の研究としては最も詳細な検制度的変遷だけでなく政治的状況も踏まえた論を展開していまた北康宏は、陵墓祭祀の実態について時期ごとに整理し、

いくのか、また祭祀がどう変容していくのかを、北の論考を本章では、山陵が担っていた本来の役割がいかに喪失して

もとに時系列に沿って整理していきたい。

祭祀とどう対応していくかを追う。結びつきである。この天皇霊という観念が、祖霊を祀る山陵山陵がもつ本来の性質をみる際に、重要なのは天皇霊との

と生まれた君臣意識を視覚的に表すためにも、ある特定の天墓に天皇自身の人格が直接的に反映される。天皇の治世のもがみられないという。つまり、天皇の身体そのものが神聖性がある霊威を指すものであり、政治的な後ろ盾としての思想属する霊威を指すものであり、政治的な後ろ盾としての思想

る大海人皇子(のちの天武天皇)の神武陵奉幣及び即位後のし進められることとなった。北は、その後の壬申の乱におけ薄れた。加えて、いわゆる大化薄葬令によってその流れが押になることで、山陵は大きさによる権威の体現という側面がその後、律令制度により天皇と臣下という君臣関係が明確

れ る<sup>[]</sup> 皇の山陵にモニュメントとしての役割が付与されたと考えら

が生まれ、陵墓に使者を送るという常幣の形式に繋がると指正当性確保を背景に、先皇霊が現天皇を守護するという観念

摘 する。 る。

治的な性質を帯びることを意味する。という政皇位の権威が現天皇の統治を正当化し根拠付ける」という政確化することとなる。兄弟や父子による皇位継承などといっ確化することとなる。兄弟や父子による皇位継承などといっ確がある血縁的な繋がりではなく、天皇という地位に基づくた単なる血縁的な繋がりではなく、天皇という地位に基づくた単なる血縁的な繋がりではなく、天皇という地位に基づくた単なる血縁的な実がではなく、天皇といっていい。したがって、陰を対象とする点に集約されるといっていい。したがって、治的な性質を帯びることを意味する。

する。 常幣の創始によって「天皇霊」と表現された天皇位の権威 は、現天皇の性質と関係なく山陵に基づくものとなり、山陵 が示す一系性によって担保されることになる。権威と身体が う離した状態では、山陵の規模と「力」関係は比例しない。 意味し、極端な表現をするならば「在ればいい」ものへ変化 意味し、極端な表現をするならば「在ればいい」ものへ変化 意味し、極端な表現をするならば「在ればいい」ものへ変化 意味し、極端な表現をするならば「在ればいい」ものへ変化 意味し、極端な表現をするならば「在ればいい」ものへ変化 意味し、極端な表現をするならば「在ればいい」ものへ変化 意味し、極端な表現をするならば「在ればいい」ものへ変化 意味し、極端な表現をするならば「在ればいい」ものへ変化

八世紀初めには大陵制がみられるようになり、特定の陵墓

意義変容の決定機といえる

政治的モニュメントという側面と血縁的な繋がりの側面が混を対象とする相対的な考えが現れてくる。こうして、山陵に

じりあう、不安定かつ曖昧な形が発生した。

常幣に内廷的性格を付与するだけでなく、本質的機能を否定準になり、名称も「近陵」へと改正される。こうした変化は、象にする状況が生まれた。血縁的に「近い/遠い」という基象にする状況が生まれた。血縁的に「近い/遠い」という基外になる状況が生まれた。血縁的に「近い/遠い」という基外になり、名称も「近陵」へと改正される。こうした変化は、東皇の葬地を対象にしていた常幣以降八世紀の半ばには、天皇の葬地を対象にしていた常幣

変化をみていく。

嵯峨・淳和期からやや遡るが、八世紀後半にはのちの別貢

方法であった常幣の根本が破壊されたことを意味し、山陵のる。これは同時に、天皇という地位及び一系性を保つためのる。つまり、延暦期に墓への「常幣」が成立したと推測され、外祖父母墓が常幣の対象になったと考えられてい強調され、外祖父母墓が常幣の対象になったと考えられてい強調され、外祖父母墓が常幣の対象になったと考えられていたはずの「墓」そして、それまで陵とは厳密に区別されていたはずの「墓」

(2) 淳和・嵯峨期における山陵祭祀

ない。ここからは別貢幣に関わる政策を通じて、山陵の価値できた。ただ、それでもなお山陵の存在自体は否定されていで付与されてきた政治的要素は失われつつあったことが確認山陵がもつ性質の変遷をみてみると、桓武朝までに令制下

祭祀の開始をみる。 祭祀の用始をみる。 祭祀の開始をみる。 祭祀の開始をみる。

することにも繋がる

国忌に、葬地を近陵に含めたりすることで対応した。関して、桓武天皇は天皇号 (崇道天皇) を贈ったり、忌日を親王の怨霊によるものと解釈されるようになる。この祟りにまた、桓武期後半には病や災害などが頻発し、これが早良

はいえ、祟りを引き起こす原因とされた人間の陵を近陵に加この一連の対処によって、血縁上では桓武の弟にあたると

で、嵯峨期に遣使制度の改正が推定される。また、嵯峨期にまで別幣奉献がもっていた祖先祭祀という性質が失われた中ことを示し、相対的な基準に変化したことを意味する。それえる前例が生まれた。これは近陵の起点が現天皇におかれる

は次のような政策が出される。

永為,,恒例,者。 但三位已上、外記申上可,点者。外記所,定。今被,,右大臣宣,、自今以後、中務省点定。参議秋篠朝臣安人宣、承前之例、供奉荷前使五位已上、史料7 『類聚符宣抄』弘仁四年(八一三)十二月十五日宣

ಶ್ಠ

弘仁四年十二月十五日

峨期に別貢幣が政治性を帯び、国家的儀式に変容した転換点を示したものである。ただ傍線部からは、それまで入りである。ただ傍線部からは、それまで別貢幣が太政官の下に属する外記の指定で行われていた様子がうかが太る。また、大同末期から弘仁初年にかけて、使者も諸王かえる。また、大同末期から弘仁初年にかけて、使者も諸王かえる。また、大同末期から弘仁初年にかけて、使者も諸王かこる。また、大同末期から弘仁初年にかけて、使者も諸王かる。ただ傍線部からは、それまで別貢幣が本法に、四位五位官人の使者点定を中務省が行うことこの史料は、四位五位官人の使者点定を中務省が行うことに、

だといえよう。そして、使者を官人が務めることは「彼らの

そして、淳和が即位した天長元年には八陵遣使制が成立すいることが挙げられる。裏を返せば、対象山陵の見直しといったものではなく、使者を山陵に遣わすという行為・形式の方に重きを置いているとみることができる。それは山陵のモニューのに着目すべき点として、使者発遣の条件について定めているとのではなく、使者を山陵に遣わすという行為・形式の方に重きを置いているとの意が付与されたことを意味する」。

以上,。若非参議、用,三位以上,。立為,恒例,。長岡、後大枝、楊梅、石作等山陵献荷前使、宜,差,参議右大臣宣、奉(闕字),勅、山階、後田原、大枝、柏原、史料8『類聚符宣抄』天長元年(八二四)十二月十六日宣

列挙した山陵に、参議以上もしくは三位以上の官人を派遣す楊梅陵は平城天皇、石作陵は高志内親王を指している。以上原陵は桓武天皇、長岡陵は藤原乙牟漏、後大枝陵は藤原旅子、陰は天智天皇、後田原陵は光仁天皇、大枝陵は高野新笠、柏この記事は八陵遣使制の成立を示しており、それぞれ山階、天長元年十二月十六日、大外記宮原宿祢村継、奉

ることを定めたことがわかる。

はないとされる。にもかかわらず、使者数をもとに対象山陵柔軟に範囲設定されており、よほど対象が増えない限り問題れ、数に制限が掛けられている点といえる。近陵についてはこの史料で注目するポイントは、対象とする陵墓が明示さ

世 す。 ③

に防いだりすることが目的とされるが、皇位継承の正当性をの所在を陵墓に報告することで、加護を祈ったり祟りを未然同じく淳和期には、即位告文使発遣が開始される。天皇位

の制限がなされるといった逆転現象が起きた。

明示する役割もあったと考えられている。

らず、即位以外にもその時々の政治・社会的な問題に応じて、以上の見方を比較する際、使者発遣という行為自体は変わ

た側面すらある。

こうして「天皇の一系性を示すモニュメント」であった山

目的を柔軟に設定できる臨時奉幣に、別貢幣の衰退理由を見完というような従来の認識に疑問を投げかけており、時期やう。その中で、田中聡は臨時奉幣の分析を通じ、別貢幣の補臨時奉幣が行われていた状況を加味しなければならないだろ

天皇位を明示する必要はなくなる。 制に基づく皇統運営ができれば、山陵を新たに造営してまで Ţ 積極的に設ける理由・意義はどれほどあっただろうか。 祭祀の発展と位置づけるのは難しいと思われる。私見では北 山陵祭祀が他にも並行して行われていたことを考慮すると、 や皇位継承といった背景が、 両統迭立の状態が以後継続していく可能性があった。 実際に山陵祭祀の衰退がみられたことを踏まえると、 の主張に同意し、この延長線上に山陵祭祀の衰退をみる。 祟る性質が現れるなど山陵の存在を肯定できる要素がなく、 乱立という表現は大袈裟かもしれないが、 淳和即位時点で嵯峨 淳和 正良親王 (のちの仁明) と、 山陵が担っていた役割を無効化 むしろ、陵墓祭祀の変化 似た構造をもつ 家父長 山陵を 加え

え必要ない段階に進んだと捉えることができる。 存在さ

みえるやり方で、遺詔の内容、すなわち散骨を遂行させるよ素を踏まえると、祟りの可能性をほのめかすという脅しにもな理由も含まれていただろう。ただ、これまで述べてきた要散骨を命じたのか改めて考えたい。もちろん、自身の葬礼にでは、なぜ当時山陵造営の否定がなされ、淳和に至っては

在したことを意味しているのではないだろうか。 定的見解があった上で、山陵を築きたくないという意向が存は触れず、敢えて鬼物の祟りに言及した。これは山陵への否の性質を否定すれば済むはずだろう。しかし、陵墓の性質に単に薄葬を希望するのであれば、早良親王などの祟る陵墓

良房による諮問である。

うにしたと推察する

極致に達したことは間違いない。しかし、思想的な背景に加命じた天皇経験者は淳和以外おらず、その面でいえば薄葬の価する声がある。確かに、山陵を造営しなかった上に散骨をた天皇の薄葬の流れをいわば極限まで押し進めたもの」と評淳和の喪葬儀礼について、「元明天皇以来受け継がれてき

いたが故の方針だったことも視野に入れる必要があるだろう。え祭祀の変容をみていくと、山陵を肯定できる面が失われて

三、淳和・嵯峨以降の葬礼の変化

### (1) 仁明期の方針転換と良房の意図

たのが承和十一年 (八四四) になされた、当時大納言の藤原の方針がのちの時代に受け継がれたわけではない。転機となっ陵認識や両者の薄葬に至る政治的背景を探った。しかし、そ第二章では北の論考を軸に、祭祀を通じて淳和・嵯峨の山

史料9『続日本後紀』承和十一年 (八四四) 八月乙酉 (五日) 条 誡曰、 臣是善等、被|大納言正三位藤原朝臣良房宣|称、 之咎」。 進退惟谷。 于卦兆。 也者。今随」有: 物怪:、 文章博士従五位上春澄宿祢善縄、大内記従五位下菅原朝 世間之事、 臣等擬」信、 每5有1物怪1、 未」知:何従、 則作二遺誥之旨、不」用則忍二当代 令≧|所司|卜筮┙。 寄」崇先霊」。 若遺誡後有」可」改、 先霊之崇明 是甚無」謂 先帝遺

に祟りが存在するという結果 (傍線部

禁止理由としていた。

しかし、

所司の卜筮によって、

明らか

) が出た。ここに矛

嵯峨は、

先霊の祟りを否定することを永続的な山陵祭祀の

量↘宜取捨。

然則可」改改」之。

復何疑也。

朝議従」之。

由」此言」之。

ト筮所」告、

不」可」不」信。

君父之命、

為」殉。 同日、 失」」道。 白虎通曰、定..天下之吉凶.、成..天下之聲々.。莫.善..於 報。尚書曰、 従二其治」也。 子顆 曰、必嫁。 又春秋左氏伝、 関|。当||白\官放\汝。同謂||家人|、為\我修\福 如二北斎富豪梁氏」是也。 先霊之祟不」可」謂」毋。 臣子商量、 蓍亀」。 劉梁弁和同論曰、夫事有」違而得」」道。 有」順而 昔周之王季、 我謂。亡人得」使||奴婢|。故遺言喚」汝。今不||相 家人従」之。奴蘇言、 是以君子之於」事也。 改」之耶以否。 既葬後有」求而成」変。 文王尋」情奉」之也。 女則有二大疑一。謀及二卿士二、謀及二卜筮一。 魏武子有二嬖妾二、無」子。武子疾、 謂|病未|、至、困也。 病困則更曰、必以為」殉。魏顆択」之、 又有||幽明異|道、 臨<sup>2</sup>終遺言。 由、是略引,古典証拠之文,曰、 忽至||官府|、見||其亡主|。 無」適無」莫。 遂得二老夫結」草之 以,平生所、愛奴 心事相違者」。 必考」之以 云々。 命其

とられることになる。これは政府が嵯峨の遺詔に反する姿勢という結論を導き、朝議でもこの結論に従うといった方針が出し、卜筮の結果を信じないわけにはいかない (傍線部 )。そして、中国の古典を例にできると主張した (傍線部 )。そして、中国の古典を例にできると主張した (傍線部 )。そして、中国の古典を例にがきると音原是善の論を聞くことにしたという背景がある。

以降祭祀を行う場として、山陵は存在すべきものという認識この一連の出来事は先霊の祟りと山陵祭祀の肯定を意味し、起こし得る存在と受け止められることが決まった。

を明確に示したことを意味し、仁明も死後先霊として祟りを

が固まったと考えられる。

要性が明示された。
要性が明示された。
学和の対応まで追った所で、淳和・嵯峨の葬礼前後のちの政府の対応まで追った所で、淳和・嵯峨の遺滅は一旦受け入れられたものの、われた。一方で、嵯峨の遺滅は一旦受け入れられたものの、われた。一方で、嵯峨の意志によって、葬礼は遺詔の通り行を整理しよう。淳和の意向は直ちに覆されそうになったが、字和・嵯峨の葬礼前後のちの政府の対応まで追った所で、淳和・嵯峨の葬礼前後

ここでもう少し、政府が嵯峨の意向に反する姿勢をとった

利が生まれる状況へと進んだが故に、その影響がこの後の良ら逸脱するため深くは触れないが、この出来事を機に良房に的な立場を重視している。承和の変についての詳細は論旨か背景を政治的な側面から深めていく。私見では、良房の血縁

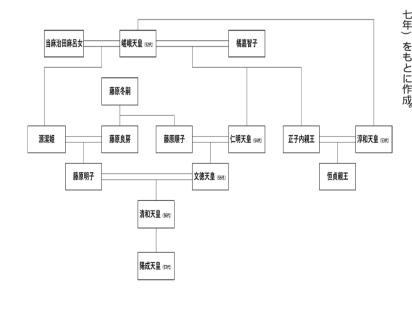
房の動きに現れてくる。

及ぼす構造が生じている。 嵯峨の家父長制の傘に良房が着実に入り込み、天皇に影響を 道康親王は仁明の子であるが、良房の妹にあたる藤原順子を 母にもち、良房からみれば甥という関係だ (【図2】参照)。 母にもち、良房からみれば甥という関係だ (【図2】参照)。 母にもち、良房からみれば甥という関係だ (【図2】参照)。

嵯峨への山陵祭祀を認めさせたのは、 ミングで撤回されても良さような淳和につい を踏まえると、 が廃れる可能性があっただろう。 続くと、「天皇」や家父長制に基づく権威を示す存在や儀式 (嵯峨 承和十一年 (八四四) 八月段階で父子直系継承というライン また、 仁明 嵯峨によって山陵及び山陵祭祀を否定された状態が 淳和はその筋道から外れてしまう。 道康親王) が現れており、 加えて、 遺詔の内容如何はもち 良房との血縁関係 史料りが出された ては触れられず、 同じタイ

## 

《倉本一宏『藤原氏》権力中枢の一族』(中央公論新社、二〇一



的な要素だけでなく「私」・「家」による管理の余地が発生し

て国家とは「別」に行うことは認められている。

つまり、公

たりすることについて、制限はあるものの「私」的に、そし

ろん、こうした政治的側面も関係したからだと考える。

ŧ

すための下準備が行われたという見方もできるのではないだ をもった山陵祭祀という手段を確保し、藤原氏の正当性を表 した可能性はあり得そうだ。そして、一系性を明示する性質

ろうか。

れることとなるが、この先は第三節で述べることとする。第 二節では陵墓管理の「私」性という面から山陵の意義につい のちに良房は太政大臣に就任し、方針がみえる政策が出さ

陵墓」という形はみえない。

(2) 陵墓の変容

て整理したい。

関係に矛盾を生じさせ、供養の場として寺院が台頭し、結果 祀そのものは必須とするような構造」が、 山田は、こうした「大規模な山陵を否定する一方で、山陵祭 まだ完全に否定・代替されたわけではないことが確認できた。 世では良房の諮問から分かる通り、 前節では淳和・嵯峨以降の山陵の認識に迫った。 仁明の治 山陵が担ってきた役割が 山陵と山陵祭祀の

以上より、一連の決定によって祟りの有無を争点にしつつ 良房が実際には嵯峨への山陵祭祀を肯定することを意図 るに、 陵寺を生み出したと論じている。 (<sup>42)</sup> りの鎮圧のために陵寺を建てた例を挙げている。以上を鑑み の側面をもった淳仁天皇や早良親王などを対象に、 存の寺の転用がなされていた。西山良平は、御霊ないし怨霊 の初めには、祟りの鎮圧という目的で陵寺の建立もしくは既 は厳密には異なる。 ただ、陵寺が淳和・嵯峨の葬礼を契機に登場したというの 嵯峨・淳和期以前では少なくとも「陵寺に代替される 時系列は遡るが、八世紀の末から九世紀 国家が祟

理が希望されたことが挙げられる。前述した嵯峨の遺詔の中 質や陵墓との関係を変容させたという評価をすべきだろう。 陵寺の「誕生」に影響を与えたというより、元来の陵寺の性 に、それが見受けられる箇所がある。前掲史料5の傍線部 を確認すると、仁明が「守冢」を置いたり寺院で追福をし こうした陵寺の変質に繋がる材料として、陵墓に私的な管 つまり、淳和・嵯峨の薄葬思想及び良房による方針転換は、

たといえる。

に対する陵寺である。 嘉祥寺が建立されている。嘉祥寺は深草山陵、すなわち仁明す可能性が示されたこともあり、鎮圧の装置として文徳期にまた、諮問によって先霊と結びついた山陵が祟りをもたら

い段階で造営されており、祟りに対する予防策の意味合いがられたものだと思われる。しかし、嘉祥寺は怨霊の前史のなびつき自体はその時点から存在していたことは前述の通りでびつき自体はその時点から存在していたことは前述の通りで

そ山陵の機能が陵寺に代替されたことを指し、それまでと一定された後、それに備え新しく嘉祥寺が建立される。これこ山陵祭祀の肯定がなされて仁明が祟る存在となることが認

含まれていると考える

線を画したといえる

ることが、山陵律令制の一つの画期だと黒羽は指摘する。られるようになる。こうした陵墓と陵寺の関係が「転回」す山陵と寺院の結びつきが強まり、陵墓管理も寺院の下で認め山家によるものだけでなく私的な管理も唱えられ、次第に国家によるものだけでなく私的な管理も唱えられ、次第に

かった際は淳和・嵯峨のパターンと違い、 積極的に山陵を築くことで得られるメリットはもはや無い。 格が強まり、寺院が陵墓の管理を行う余地も生まれた。こう 陵寺に期待されるなど、陵墓において私的な側面が強まる。 られるものの、嘉祥寺の建立によって祟りの鎮圧は全般的に 的ではあるが造営されなくなる。その後、仁明の山陵は設け 地でありモニュメント的な価値も内包していた山陵が、 位の天皇の死がなくなる)」ことと同義である。 天皇の埋葬 皇が譲位するという形式は、「死なない天皇が登場する (在 続いて以降、儀式の形骸化や私的化が進んでいく。また、天 なると、山陵の存在価値は機能面からみる限り失われており、 こうした状況もあってか、清和が火葬を命じ山陵を築かな そして、陵墓は国家の管理を離れ「家」や「私」による性 譲位した天皇は山陵を築かないという流れが淳和・嵯峨と 方針を咎められた 一 時

(3)「山陵」の終焉

治的価値喪失を象徴する事例といえよう。

り政府に撤回されたりすることもなかった。

これは山陵の政

九世紀の半ばには、いわゆる十陵四墓の詔が出される。

(闕字)詔定『十陵四墓可』』献『年終荷前之幣』。 天智天史料10『三代実録』 天安二年 (八五八) 十二月丙申 (九日) 条

皇山階山陵在二山城国宇治郡,、春日宮御宇天皇田原山陵

添上郡,、贈太皇大后高野氏大枝山陵在二山城国乙訓郡,、在二大和国添上郡,、天宗高紹天皇後田原山陵在二大和国

桓武天皇柏原山陵在:山城国紀伊郡 、贈太皇大后藤原氏

国添上郡「、先太上天皇楊梅山陵在「大和国添上郡「、仁長岡山陵在「山城国乙訓郡」、崇道天皇八嶋山陵在「大和

在:|山城国葛野郡|、贈太政大臣正|位藤原朝臣鎌足多武在:|山城国葛野郡|、贈太政大臣正|位藤原朝臣鎌足多武明天皇深草山陵在:|山城国紀伊郡|、文徳天皇田邑山陵

子次宇治墓在,,山城国宇治郡,、贈正一位源朝臣潔姫愛宕嗣宇治墓在,山城国宇治郡,、尚侍贈正一位藤原朝臣美都峯墓在,,大和国十市郡,、後贈太政大臣正一位藤原朝臣冬

墓在:山城国愛宕郡;。

代の天皇だけでなく、清和の外祖母である源潔姫、文徳の外なっている点である (傍線部分参照)。十陵四墓の詔では歴この史料で特徴的なのは、陵と並んで墓も別貢幣の対象と

めた血縁意識に基づく性質を、良房がこの時期に付与し復興紀半ば頃の陵墓祭祀、すなわち常幣の変容と共にみられはじ相対的にみて血縁意識の強まりが現れているといえる。八世とは、律令下で陵と墓を厳密に区別していた状況からすると、地位で共通する陵と、血縁的に近い人間の墓を同列に扱うこ

家と親密な藤原氏の正当性を示すという、この政策と通ずるせる。結果として、陵墓祭祀を行う環境を整えることで天皇こうした良房の動きは、第一節で取り上げた諮問を想起ささせようとした節がみえる。

また、こうした政策が良房の太政大臣就任後、幼少の清和

性質が浮かび上がる。

も関係する。【図2】で示す通り、皇位は仁明以降文徳、清を政治的に支える形ができていた中で実行されたという背景

両統迭立は解消され、良房は太政大臣という役職だけでなく系が天皇位を継ぐという権力構造に落ち着いた。これにより和、陽成と父から子に引き継がれていく形が生じ、嵯峨の直

営という面では、強い力を発揮しえたといえよう。 峨の家父長制とも関わりをもった良房は、少なくとも政権運 天皇と血縁的にも繋がった立場になる。外戚関係を築き、嵯

99 **ப்** 

祖父母にあたる藤原冬嗣と美都子、

藤原氏の祖鎌足といった

|縁的に関係の深い人物の墓も列挙されている。天皇という

ることは間違いなく、次は陵墓祭祀全体の衰退に直結する結重することは律令陵墓制度の最も根本的な枠組みの放棄であ」に述べた通りである。こうした祭祀を「国家儀式で公然と尊られたことで山陵の意義を喪失する契機となったことは、既られたことで山陵の意義を喪失する契機となったことは、既ただ、方法論だけに注目すると、実際には成功したといえ

果を引き起こすこととなった。

遣自体は十四世紀頃まで続くとされるが、闕怠はもはや恒常(と感じさせる) ものとなったことで、九世紀末から十世紀にかけて官人は熱意を喪失し、使者の闕怠に繋がる状況に陥った。まさに藤原氏のデモンストレーションが引き起こした陵た。まさに藤原氏のデモンストレーションが引き起こした陵た。まさに藤原氏のデモンストレーションが引き起こした陵た。まさに藤原氏のデモンストレーションが引き起こした陵にかけているが、天長元年の八陵遣使制以降使者の対象が官人の回でいえば、天長元年の八陵遣使制以降使者の対象が官

るものの、山陵及び関連する祭祀はそれを担保するに至らな藤原氏自体も、外戚関係の構築等で政治的な権勢は保持す

る

散骨についても、

その潮流の中、淳和によって山陵を否定する方針が示され

でなく、

山陵及び山陵祭祀の意義が既に薄れつつあったこと

家父長制下で共有された薄葬思想だけ

化し、形式的な儀式から脱却することはなくなる

かった。

れる陵墓は、天皇が埋葬されているとはいえ、あくまでも律令国家における山陵は終わりを迎える。私的な管理がなさこうして、山陵祭祀の衰退・形骸化が多大な影響を及ぼし、

#### おわりに

ここまで、遺詔や山陵祭祀の変遷・衰退を追い、

主に平安

「個人」の葬地・墓所に過ぎないものとなる。

が大きくなっていった。 では、山陵に天皇の後ろ盾といった。 は、山陵に天皇の後ろ盾といった。 では、山陵に天皇の後ろ盾といった。 では、山陵に天皇の後ろ盾といった。

が前提として存在した。

したことを名目に、仁明期にその方針が政府によって覆され示している。しかし、嵯峨が否定していたはずの祟りが発現方針をとるなど、山陵及び山陵祭祀に否定的な意識の強さを嵯峨は追福の内容を細かく制限し、薄葬として淳和と似た

導いた。 導いた。 単いた。 であり、使者の闕怠を招き、制度の形骸化を が、天皇家との親密性・正当性を視覚的に知らしめる思惑が が、天皇家との親密性・正当性を視覚的に知らしめる思惑が がしていたのが良房である。その後も山陵

義を喪失し、終わりを迎えることになる。地が生まれ、陵寺が山陵に取って代わるなど、山陵は存在意陵墓管理の面でも、官葬が否定されることで私的に行う余

陵の必要性が薄れていた中で明確に存在意義を問うた両者の統・血縁関係と政治状況との連関がみえてきた。そして、山礼前後を見通すと、山陵の制度的変遷や薄葬思想、当時の皇以上、全体を通じて雑駁な論となったが、淳和・嵯峨の葬

早良親王の祟りや清和の火葬に至る背景など、詳細を論じ残喪葬儀礼は、やはり大きな画期であったと形容する他なり。

した要素は多いが、ひとまずここで擱筆することとする。

註

ಠ್ಠ

- 吉川弘文館、一九九五年)。 (1) 中川久仁子「淳和天皇」(『日本古代の社会と政治』所収、
- 『紀 こつ、「ルルモン。七八、二〇〇一年)、同「淳和・嵯峨両天皇の薄葬」(『花園(2) 山田邦和「淳和天皇陵と嵯峨天皇陵」(『歴史検証天皇陵』
- (3) 島津毅「奈良・平安時代の葬送と仏教 皇族・貴族の葬送史学』二〇、一九九九年)。
- (4) 黒羽亮太「平安時代の寺院と陵墓の関係史 律令山陵制のを中心として」(『日本史研究』六三七、二〇一五年)。
- 転回過程 」(『日本史研究』六七六、二〇一八年)。 黒羽亮太「平安時代の寺院と陵墓の関係史 律令山陵制
- て 」(『文化継承学論集』創刊号、二〇〇五年)。(5) 山本大介「嵯峨・淳和上皇遺詔 祟る山陵と王の進退を巡っ
- 文館、二〇一四年)。 いう (『古代政治史における天皇制の論理 増訂版』吉川弘(6) 河内祥輔によると、これが天皇制史上最初の両統迭立だと
- がみられる。しかし、佐野真人は「縦無,宗廟,者、臣子何処「山陵猶,宗廟,也。」の部分から「山陵=宗廟」と解釈する論(7) 田中久夫『祖先祭祀の研究』(弘文堂、一九七八年) など、

- の是非が争われていると考察する。 いう意味で捉えるのが自然だという見解を示している (佐野いう意味で捉えるのが自然だという見解を示している (佐野いう意味で捉えるのが自然だという見解を示している (佐野い と続く部分に注目し、山陵と宗廟が日本では区別されの。」と続く部分に注目し、山陵と宗廟が日本では区別され
- 転回過程 」(前掲註4論文)。(8) 黒羽亮太「平安時代の寺院と陵墓の関係史 律令山陵制の
- て 」(前掲註5論文)。(9) 山本大介「嵯峨・淳和上皇遺詔 祟る山陵と王の進退を巡っ
- (1) 『三国志』「魏書」巻二。
- 前掲註4論文)。「平安時代の寺院と陵墓の関係史」律令山陵制の転回過程」、「平安時代の寺院と陵墓の関係史」律令山陵制の転回過程」、よ当てはめるのは適さないという指摘もみられる(黒羽亮太ま当てはめるのは適さないという指摘もみられる(黒羽亮太し、大陸においては、王朝交代の後に山陵が暴かれるのを防〔)山田邦和「淳和・嵯峨両天皇の薄葬」(前掲2論文)。ただ
- 遺詔の根底にあるとみている。なお、老荘思想については金ややむを得ない運命として考えるという『荘子』の死生観が代文化』五二 四、二〇〇〇年)にて、「物化」という語から遺詔の死生観が老荘思想の受容によるものであると指摘すら遺詔の死生観が老荘思想の受容によるものであると指摘すの「大存亡天地之定数、物化之自然也」の箇(12) 嵯峨の遺詔中の「夫存亡天地之定数、物化之自然也」の箇

- 暦記念』所収、漢魏文化研究会、一九六四年) が詳しい。谷治「『荘子』における死生観」(『東洋学論集:内野博士還
- (13) 山田邦和「淳和・嵯峨両天皇の薄葬」(前掲註2論文)。
- るなど、淳和と正子内親王の良好な夫婦関係が伝えられていには「太上天皇、太皇太后甚鐘」愛之」」、「帝逾加」愛焉」とあ(4) 『三代実録』元慶三年 (八七九)三月癸丑 (二十三日)条
- 五三、一九七九年)。(15) 網干善教「日本上代の火葬に関する二、三の問題」(『史泉
- 所収、校倉書房、一九九四年)。をめぐって 」(『家成立史の研究:祖先祭祀・女・子ども』の服辞早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程 天皇家の成立
- 諸陵寮式』の分析からみた 」(『史林』七九 四、一九九六一九九九年)、同「律令国家陵墓制度の基礎的研究 『延喜(17) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(『史学雑誌』一〇八 一一、
- れている。 所収、校倉書房、一九九四年)において、詳細な検討がなさ(38) 小林敏男「天皇霊と即位儀礼」(『古代天皇制の基礎的研究』
- (②) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註7論文)。 れなければならなかった。

(19) すなわち、君主の死・交代の度に君臣秩序が新たに構築さ

- (21) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)。
- (22) 北は殯宮儀礼や個別服属儀礼の終焉を、こうした山陵認識・

- 、機能の変化においている。
- (23) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)。
- の分析からみた 」(前掲註71論文)に詳しい。(24) 北康宏「律令国家陵墓制度の基礎的研究 『延喜諸陵寮式』
- (25) 服藤は、国記省除令によって中国の皇帝祭祀の重要な宗廟(25) 服藤は、国記省除令によって中国の皇帝祭祀の整備と位置づけ、宗廟祭祀として別貢幣が類似のものと指摘した(「山陵祭祀より見た家の成立過程 天皇家の成立廟制度を明言するものではなく、基準を明確にする目的で定願制度を明言するものではなく、基準を明確にする目的で定願制度を明言するものではなく、基準を明確にする直系祖先陵墓祭祭祀を導入したとし、天智天皇を始祖とする直系祖先陵墓祭の、服藤は、国記省除令によって中国の皇帝祭祀の重要な宗廟
- (26) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)。
- (27) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)。
- (32) 服藤はこれを制度の強化、北は使者の任命手続きの合理化
- (29) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)。
- (③) 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)。
- 夫人であり、桓武の母にあたる。(31) 大同元年(八〇六)に太皇太后を追尊される。光仁天皇の
- あり、平城・嵯峨の母にあたる。(32) 大同元年 (八〇六) に皇太后を追尊される。桓武の皇后で
- であり、淳和の母にあたる。(3) 弘仁十四年(八二三)に皇太后を追尊される。桓武の夫人

- であり、平城・嵯峨の妹にあたる。(3) 弘仁十四年 (八二三) に皇后位を追尊される。淳和の夫人
- 北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)。

35

- (36) 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程 天皇家の成立
- 転回過程 」(前掲註4論文)。 (37) 黒羽亮太「平安時代の寺院と陵墓の関係史 律令山陵制の
- 「日公の「別で、ハットニースコー・デスキュア・レン車回近利」(有丼言へ言文)
- (3) 山田邦和「淳和・嵯峨両天皇の薄葬」(前掲註2論文)。(3) 田中聡『陵墓』からみた日本史』(青木書店、一九九五年)。
- (4) 良房が遺詔を破るのはこれが初めてではない。『続日本後(4) 良房が遺詔を破るのはこれが初めてではない。『続日本後(4) 良房が遺詔を破るのはこれが初めてではない。『続日本後(4) 良房が遺詔を破るのはこれが初めてではない。『続日本後(4) 良房が遺詔を破るのはこれが初めてではない。『続日本後(4) 良房が遺詔を破るのはこれが初めてではない。『続日本後(4) 良房が遺詔を破るのはこれが初めてではない。『続日本後(4) 良房が遺詔を破るのはこれが初めてではない。『続日本後(4) 良房が遺詔を破るのはこれが初めてではない。『続日本後(4)
- (41) 山田邦和「淳和・嵯峨両天皇の薄葬」(前掲註2論文)。
- (42) 山田邦和「淳和・嵯峨両天皇の薄葬」(前掲註2論文)。
- 史的特質 古代・中世』所収、思文閣出版、一九九七年)。(43) 西山良平「 陵寺 の誕生 嘉祥寺再考 」(『日本国家の
- 転回過程 」(前掲註4論文)。(4) 黒羽亮太「平安時代の寺院と陵墓の関係史 律令山陵制の(4) 西山良平「 陵寺 の誕生 嘉祥寺再考 」(前掲註43論文)。

- (『史林』ハー 一、一九九八年)。 転回過程 」(前掲註4論文)、堀裕「天皇の死の歴史的位置」(46) 黒羽亮太「平安時代の寺院と陵墓の関係史 律令山陵制の
- (『平安時代政治史研究』吉川弘文館、一九七八年)。を抑制するなど、経済面からも制限を加える動きがみられる戒したという。そこで、文徳の即位を機に勅旨田・皇族賜田戒したと背景に、良房は天皇の政治的指導性が高まることを警会、 森田悌によると、天皇を中心とした豪華な儀式が盛行した
- 吉川弘文館、一九九一年)。「平安朝官僚の荷前闕怠」(同『平安王朝の政治と制度』所収、「平安朝官僚の荷前闕怠」(同『平安王朝の政治と制度』所収、派・北東宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)、藤木邦彦

49

北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(前掲註17論文)。